

人事院総裁談話

平成26年5月28日

- 1 本日、人事院は、内閣総理大臣に対し、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の方法並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する内閣総理大臣の定めについて意見を提出しました。
- 2 今回の改正後の給与法では、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の方法及び職務の級の定数（以下「級別定数」という。）の設定・改定が、組織管理の側面を持つことから、内閣総理大臣の所掌に属するものとされましたが、同時に、それらは、給与決定の重要な基準として勤務条件の側面を持つものであり、憲法上保障された労働基本権の制約の代償機能が十分に確保される必要があることから、人事院の意見を聴取し、これを十分に尊重することとされました。
- 3 級別定数はその運用と密接不可分のものであり、かつ、個別の官職に個人を当てはめた場合は勤務条件に関連するとされていることから、運用においても職員の適正な勤務条件が確保されるよう、適切な基準が定められることが必要です。そのため、今回の意見においては、級別定数の運用上の留意点を併せて申し上げます。
- 4 級別定数の設定・改定のプロセスについては、代償機能を確保するため、各省要求に始まる予算編成過程において、人事院が、労使双方の意見も聴取して作成した設定・改定案を意見として内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣はそれに基づいて級別定数の設定・改定を行うことが基本になります。その際、人事院としては、各府省の実情を踏まえ、公務組織の円滑な運営及び職員の士気の維持・高揚を図る必要性並びに職員構成の変化による世代間の大きな不公平や府省間の著しい不均衡が生じないこと等に配慮しつつ、職務・職責に応じて必要な資格、能力や経験等の内容に対応した適切な給与上の評価等を行っていくこととしており、職員の適正な勤

務条件の確保が図られるよう努めてまいります。

- 5 また、級別定数の事務の簡素化については、人事院として、国会における議論及び政府からの要請を踏まえ、内閣人事局その他関係府省との間で必要な連携を図り、全体として各府省の事務負担が肥大化することのないよう、最大限配慮してまいります。

- 6 人事院が労働基本権制約の代償機関として国家公務員に適正な処遇を確保するために意見を申し出ることは、使命感を持って全国各地で職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものです。内閣総理大臣におかれては、以上申し上げてきた、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見の意義や役割に深い理解を示され、本日提出した意見を十分に尊重の上、適切に取り扱われるよう要請いたします。